

正副議長記者会見について（報告）

1 定例会の総括について

- ・今期定例会は、11月27日から12月19日までの23日間の会期で開催した。
- ・市長から提出された案件は、人事案件を含め、計19件を可決した。
- ・意見書は、『『道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律』の規定に基づく補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書』等、計2件を可決した。
- ・「堺市職員の政治的行為の制限に関する条例」については、引き続き閉会中の継続審査となった。

【市長等の給与の特例に関する条例及び市長等の退職手当の特例に関する条例について】

- ・本件は、平成29年12月1日から平成33年10月7日までの間、市長、副市長、教育長、常勤の監査委員、上下水道事業管理者の給与等について、それぞれ減額するとともに、市長の現任期に係る退職手当並びに市長の現任期中に選任された副市長、教育長及び常勤の監査委員に対する退職手当について、引き続き不支給とするものである。
- ・市長等の給与の特例に関する条例については、本会議において議員から、「本条例案の目的は、市長等の給与削減を行うという強い決意を端緒として、行財政改革をはじめとする、堺市政に山積する課題に取り組むことにあり、あらゆる改革の前に、身を切る改革を行うという強い決意に賛同する。」などの意見が出され、11月27日の本会議において可決された。

【議員提出議案について】

（堺市議会議員の議員報酬の特例に関する条例）

- ・本条例は、大阪維新の会堺市議会議員団から議員提出議案として提出された条例であり、地方自治体の中長期の財政見通しや現在の経済情勢、今後の行財政改革などを総合的に勘案すれば、市民に負担を求める前に、まずは公選職がみずからの報酬について削減する必要があるとの考えにより、平成29年12月1日から平成31年4月30日までの間、議会議員の報酬月額を2割削減するために提案されたものである。
- ・本会議において、議員から、「議員報酬は議員の活動を支える重要な資源であり、単純に削減することは議員の活動を制限し、市民の権利を制限することに直結する。」などの意見が出され、11月27日の本会議において否決された。

（堺市職員の政治的行為の制限に関する条例）

- ・本条例は、5月定例会において、大阪維新の会堺市議会議員団から議員提出議案として提出された条例案であるが、5月定例会に続き、8月定例会において閉会中の継続審査となっていた案件である。
- ・今期定例会では、12月13日の総務財政委員会で審議され、委員から、「本委員会の態度をより明確に決定するため、委員会として専門家の意見を聞きながら意見を集約することが重要であり、そのために閉会中にその専門家を招く場を設定するということがあったが、その場の設定が今日まで至っていないため、引き続き閉会中の継続審査とされたい」などの理由から、今期定例会も閉会中の継続審査の申し出が行われ、12月19日の本会議においても、引き続き閉会中の継続審査とすることが可決された。

2 議会報告会の開催について

- ・議会報告会は、議会活動に関し、議員が直接、参加者に報告し、説明することで、議会への関心を高めていただくとともに、参加者から議会や市政へのご意見を直接伺い、また、意見交換することで、これからの議会活動に反映させ、議会の権能を更に高めることを目的に開催するもので、今回で7回目の開催となる。特に、今回は市政や地域の実情に精通された自治連合会の皆様に出席をお願いしている。
- ・開催日時は、平成30年2月12日（月曜日・祝日）の、午後1時30分からで、2時間半程度を予定しており、会場として、本会議場と委員会室、会議室など議会フロアの多くの部屋を使用する。
- ・第1部は本会議場において、参加者が議席に、議員が理事者席に座り、議案の審議結果などを報告する。
- ・第2部は、委員会室、会議室など複数の部屋に設置した、常任委員会単位の12のテーブルに、委員会所属の議員と参加者が着席し、約60分間、設定されたテーマについて、自由に意見交換を行う。なお、懇談の傍聴は全ての部屋で自由に行っていただける。
- ・懇談終了後、再度、本会議場に集まり、ファシリテーター（促進役）から、各テーブルの議論について、「総括発表」を行う。
- ・この議会報告会は、平成25年4月に施行した、堺市議会基本条例の規定により、毎年つづけて開催しているものである。今後も、より開かれた議会をめざし、工夫をしながら開催していきたいと考えている。